

第 8 7 4 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 (水) 午前 9 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 伊藤委員長, 佐竹委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 高橋教育長

4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 伊藤教育企画室長, 菊田福利課長,
鈴木教職員課長, 桂島参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
猪股施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,
三浦参事兼生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午前 9 時 3 0 分

6 第 8 7 3 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 7 4 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐竹委員及び奈須野委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第 1 号議案 職員の人事について

委 員 長 7 議事の第 1 号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。
なお, 秘密会とする案件については, 1 0 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 平成 2 9 年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について

(説明者: 教育長)

平成 2 9 年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について, 御報告申し上げます。

資料は 1 ページから 2 ページである。

「1」の「宮城県立中学校入学者選抜方針」については, 「中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し, 公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。」との方針のもと, 「(1) 基本原則」及び「(2) 選抜方法」について定めることとしている。

なお, 平成 2 9 年度の選抜方針については, 前年度からの変更はない。

次に, 「2」の「平成 2 9 年度宮城県立中学校入学者選抜日程」については, 適性検査実施日を 1 月 7 日 (土), 選抜結果の通知は 1 月 1 3 日 (金) 午後 4 時に郵便にて発送する予定となっている。

本件については, 以上のとおりである。

(質 疑) 質疑なし

10 専決処分報告

(1) 第354回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第354回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は1ページから6ページであるが、はじめに1ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年11月19日付けで知事から意見を求められたので、まずは、その内容について御説明申し上げます。

「予算議案」については、資料3ページの「第354回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち教育庁関係分として、11億1,590万1千円を増額計上するものである。

次に、「2 事業の概要」であるが、平成27年9月関東・東北豪雨により被害を受けた鳴瀬川カヌーレーシング競技場の復旧に要する経費として1,004万4千円を、将来、本県で医師として活躍する志を持った人材を育成するための経費として286万円を、人事委員会勧告に伴う給与改定等による職員人件費として、11億299万7千円をそれぞれ計上している。

続いて、資料4ページを御覧願いたい。

「3 債務負担行為」であるが、宮城県婦人会館の指定管理に係る指定管理料のほか、美術館の常設展及び企画展の開催に係る業務委託料などについて、それぞれ必要な期間及び限度額を措置するものである。

次に、資料5ページを御覧願いたい。

「予算外議案の概要」のうち条例議案であるが、議第280号議案「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」については、教育長を含めた知事等特別職の期末手当の支給月数を、一般職に準じて改正するものであるが、本年4月の教育委員会制度が改正される前の規定を適用している現在の教育長についても適用させる必要があることから、このような長い条例議案名称となっている。今回、知事等特別職と合わせて教育長の期末手当の支給割合の改正を行おうとするものである。

また、議第292号議案「総合運動場条例の一部を改正する条例」は、県第二総合運動場内にある武道館の温水シャワーの利用料金の基準額を改定しようとするものである。

次に、資料6ページを御覧願いたい。

条例外議案であるが、議第309号議案「指定管理者の指定について」は、宮城県婦人会館の指定管理者を指定することについて、議第337号議案「工事請負変更契約の締結について」は、平成26年10月16日議第289号議案をもって議決された宮城県立支援学校女川高等学園（仮称）校舎等新築工事の請負変更契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

以上 知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月19日付けで専決処分し、異議のない旨回答しましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、本議案については、本日（12月18日）午後の県議会本会議において、原案のとおり可決される見込みである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) ┃ 質疑なし

11 議事

第2号議案 平成29年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明者：教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、7ページから11ページである。

平成29年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針については、高等学校入学者選抜審議会に8月12日に諮問し、2回に渡る審議を経て、12月11日に答申をいただいたものであり、その答申の内容を踏まえ、資料8ページから9ページのとおり提案するものである。

なお、詳細については、高校教育課長から御説明申し上げる。

(説明者：高校教育課長)

引き続き、第2号議案について、御説明申し上げます。

資料8ページを御覧願いたい。

県立高等学校入学者選抜方針については、「宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。」との方針のもと、「1 基本原則」、「2 前期選抜」、「3 後期選抜」等について定めることとしている。

なお、平成29年度の選抜方針については、前年度からの変更はない。

資料10ページを御覧願いたい。

参考として、平成29年度の入学者選抜日程をお示している。

この日程についても、入学者選抜審議会に諮問し、答申を得たものであるが、受験生や中学校、高等学校に対する影響に配慮し、「前期選抜・連携型中高一貫教育に関する選抜」については、実施日を2月1日(水)、合格発表日を2月9日(木)、「後期選抜」については、実施日を3月8日(水)、合格発表日を3月16日(木)としている。

なお、この選抜方針については、本日可決いただいた後、速やかに選抜日程とともに各県立学校及び市町村教育委員会に通知するとともに、今後、これらを踏まえた上で、具体的な実施要項を作成してまいりたいと考えている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

高校教育課長

選抜日程について1点補足説明する。

11ページを御覧願いたい。平成28年度と平成29年度の日程を比較できる表としているが、大きな変更点は、後期選抜の実施日から合格発表までの日数について、28年度は4日間であったが29年度は5日間へと変更している。これは前期選抜並みの日程を確保したというものである。

他県などでも入試の採点トラブルが発生している中で、事務処理の期間を十分に確保するため、また、学校側から前期並みの日数を確保して欲しいという要望を踏まえて5日間に変更したものである。

その他の部分については、曜日の配列によって多少の変更はあるが、昨年並みの日程となっている。

伊藤委員長

資料10ページ。前期選抜等の実施日は2月1日となっており、例年この前後に私立高校の入学試験も入ってくると思うが、私立高校側とも十分に調整を行っているということでしょうか。

高校教育課長

資料11ページを御覧願いたい。

平成28年は2月3日の水曜日に前期選抜を行い、その前の週に私立学校の入学試験が予定されている。これは中学校側からの要望もあり、同一週には行わないよう配慮しているものである。

平成29年についての記載はしていないが、1月25日から27日を中心にして、現在私立学校で曜日の選定を進めていると伺っている。

佐竹委員

この表は選抜日程なので記載がないが、後期選抜終了後の第二次募集はどの辺りの予定か伺いたい。

高校教育課長

入学者選抜審議会への諮問内容としては、選抜方針と前期選抜、後期選抜にかかる日

程であり、第二次募集については諮問内容に含まれていないため、今回の答申の中には含まれていない。今後、中学校と高等学校が連絡を取りながら、事務局で決定し後日公表することとしている。

佐竹委員 後期選抜の合格発表までの日程を長く確保しているが、最後の日にち（16日）は変わらないなど思い見ている。

後期選抜で不合格となった子供たちの第二次募集について、門戸を少し開いていただけのような対応をしていただきたいと思う。不合格となった子供たちのケアも行い、本人の希望が極力叶えられるようなスタンスをとっていただけるとよいと思う。

その後の第二次募集の合格発表についても時間を作ってということはあると思うが、できるだけ早めの結果を渡してあげられたら良いと思う。

高校教育課長 後期選抜の発表後、残念ながら不合格となった場合については、その後の出願先を改めて決めることとなる。第二次募集については全ての学校が行うのではなく、学校選抜の時点で欠員が生じた場合、その学校が行うこととなる。

そうした中、受験生としては前期選抜、後期選抜、さらには二次募集となった場合、どこの学校を受験したいか考えていると思うが、結果的に残りの定員が無ければその学校には出願できないので、改めて進路相談の時間を確保しながらも、一方では私立高校等への事務手続きの関係もあるので、ずっと後ろまで下げるわけにもいかない。

そうした点にも配慮しながら、終業式が行われる24日を最後のラインとして、その中で日程を編成してまいりたいと考えている。

佐竹委員 それが一番良いと思う。極力、志気を奪わないような、失わせないような対応をお願いする。

奈須野委員 入学者選抜審議会の答申後の新聞報道によると、アンケートを実施するとの話があったと思うが、どういった内容か伺いたい。

高校教育課長 入学者選抜審議会の内容については、一つは県教育委員会から諮問していたこの選抜日程について答申をいただいたものである。

もう一つは、この一年間かけて選抜審議会の中に検証のための専門委員会が設けられており、検証作業を進めていたがその報告が行われたものである。報告の主なものとしては、これまでの3年間の新入試制度の実施状況を踏まえた質問紙調査を、この機会に一度実施しておくことが必要ではないかとの提案があり、了承されたものである。

内容としては、旧制度からの変更についてその効果を検証すること。それから新制度の一層の定着に向けての改善の方向性について、広く中学校、高等学校の意見を集約するというので、中学校、高等学校の先生方を対象として意見集約をすることとした。

そうした中で、ただいま御指摘のあった選抜日程の件や、入試全体のスケジュールをどのようにするかなどについても、御意見を頂戴したいと考えている。

12 課長等報告

(1) 第1回宮城県教育振興審議会の開催概要について

(説明者：教育企画室長)

第1回宮城県教育振興審議会の開催概要について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページである。

第2期宮城県教育振興基本計画の策定に向けて、11月26日に「第1回宮城県教育振興審議会」が開催されたものである。

出席者は、別添出席者名簿のとおり20名中18名の出席であり、会議の冒頭、委嘱状の交付と各委員からの自己紹介が行われた。

議事の内容については、はじめに会長及び副会長の選任を行い、会長に平川委員、副会長に川島委員が選任され、その後、第2期宮城県教育振興基本計画の策定に係る諮問が行われた。

次に、会議の公開については、情報公開条例に基づき会議は原則公開するものとされ、原案のとおり傍聴要領が定められた。

次に、第2期宮城県教育振興基本計画の策定については、策定の趣旨、基本的考え方、スケジュール等について、事務局から説明を行ったが、特に御意見等はなかった。

次に、宮城県の教育の現状等については、事務局から説明を行い、意見交換を行ったところであり、主な御意見については、2ページを御覧願いたい。

宮城県の教育の現状等に関する意見については、コミュニティ・スクールや行政評価に対する御質問のほか、課題と原因の分析、校種間の連携について御意見をいただいた。また、このほか、各種データの提供についても御意見をいただき、次回の審議会で提示することとしたところである。

次に、今後の議論の進め方に関する意見については、計画の対象が幅広いことから、県の考え方について、必要なところを整理して提示する形での議論が望ましいとの御意見のほか、大きな視点でのまとめの必要性や、開催回数が限られている中で、論点の仕分けが必要との御意見をいただいたところである。

次回の審議会は来年2月に開催予定であり、現行計画の成果の検証等を行う予定としているが、今回いただいた各委員からの御意見を踏まえ、議論を進めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊藤委員長

資料2ページには主な意見が記載されているが、私自身もどのような内容か非常に関心を持っていた。このように分かりやすい表現で、整理して表記していただくようなイメージでの会議があったのか大変分かりやすい。来年2月に開催される2回目の会議についても、このような形で教育委員会での説明をお願いする。

佐竹委員

資料2ページ。「(2) 今後の議論の進め方に関する意見」について、木村委員からの意見は「教育というと、学校教育に焦点が当たりがちであるが、どのように県全体で教育を考えていくのか、大きな視点でまとめていく必要がある」とあり、平川会長からの意見では、「開催日数が限られている中で、県が考えている方針のほかに、意外な論点なども出てくると思われるので、それらの仕分けをしながら検討を進めていきたい」とあるが、ここの部分は大枠ではなくきちんとした向き合い方をしていただき、審議していただくようお願いしたいと思う。

教 育 長

もう一点は、「(1) 宮城県の教育の現状等に関する意見」の中に、コミュニティ・スクールについての意見があるが、4校から13校に増えるということは3倍以上になるので、どのような選定方法で指定を行うのか、私達も把握していないので、学校からの希望なのか、県教委から指定するのかなども含めて、きちんと協議していただきたい。

このコミュニティ・スクールについては、市町村教育委員会がどのように判断するかが大きい。コミュニティ・スクールの意義については、皆さん重要であるとの認識は持っているが、実際にそうした運営方式をとるかどうかは、市町村教育委員会において判断し行われているところである。

県教委としても色々な情報提供を行いながら、積極的に推進してまいりたいと考えている。そうしたことも含めて、コミュニティ・スクールに対する県の姿勢も、次期振興基本計画には盛り込んでまいりたいと考えている。

また、木村委員からあった教育の焦点のあて方について、学校教育が中心になりがちであるとの視点は、我々としても大事であると考えている。生涯学習社会の中における学校教育の位置付け、そうした物の見方は現在の振興基本計画にもそうした部分は表現していると考えているが、さらに審議会の中で議論を深めていただき、そうした内容を反映させていければと考えている。

佐竹委員

現在は4校のコミュニティ・スクールがあり、どのように指定されたのかは分からないが、実行することが大事であると思う。何かにチャレンジする学校は前向きになっていくと思うので、ぜひ一校でも多く参加していただけるよう、県からも呼びかけを行っ

ていただきたい。

(2) 平成28年度宮城県立中学校入学者選抜出願者数について

(説明者：高校教育課長)

平成28年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数がまとまったので御報告申し上げます。

資料は5ページである。

「1 出願期間」「2 募集定員」は、資料のとおりである。

「3 出願者数及び出願倍率」であるが、仙台二華中学校は、募集定員105人に対し486人が出願し、出願倍率は4.63倍、古川黎明中学校は、募集定員105人に対し239人が出願し、出願倍率は2.28倍となった。また、出願者の男女の内訳は、記載のとおりである。

「4 日程」については、適性検査を来年1月9日(土)に実施し、選抜結果の通知は1月15日(金)に郵便にて発送する予定となっている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊藤委員長

出願倍率については数年経過し、開校当初の高い倍率から微減傾向にあるが、全国的にも同様の傾向で、大体落ち着いてきたと考えてよいか。

高校教育課長

全国的にも公立の中高一貫校は設置されているが、大体開校当時は10倍、中には20倍、30倍と高倍率となる場合もある。それが5年から10年経過する中で、それまでの出願状況や合格の状況を踏まえながら、中学校段階、小学校段階での進路指導が行き届いており、御指摘のとおり倍率も安定してくる傾向にある

佐竹委員

倍率が落ち着いてきたということはあると思うが、もう少し長い期間で統計的に見ていかないと判断できないと思う。多少の増減に関しては、少子化ということや地域の考え方、保護者の考え方、本人の考え方など、色々あると思うので、長い期間でももう少し様子を見ていっても良いのではないかと思う。

一人でも多くの子供たちが、学校に入りたいと思えるようなきちんとした土台を作っておけば良いと思う。そうすれば倍率も安定するので、多少の増減は大きな問題ではない。そうした部分をきちんと踏まえて向き合っていけば良いのではないかと思うので、よろしく願います。

高校教育課長

出願倍率の推移について、補足説明する。

両校とも前身の母体校が女子校であったことも影響していると思うが、当初は女子の受験者数が大変多くて、結果として受験割合を反映して合格者も女子が多いという状況であった。

例えば、古川黎明中学校では、最初の合格者数は、男子が25%で女子が75%とかなり極端な差があった。年々少しずつ、男子の受験者数が増えてきており、資料にあるとおり、現在では男子と女子の受験者数が、ほぼ半々に近づいてきており、それに応じて合格者数も増えてくるといった状況が、本県の特徴の一つであると考えている。

また、ここ3年間で各教育事務所単位にどのくらいの小学校がどれくらいの地区から受験しているかを追跡調査したところ、古川黎明中学校の場合、大崎を中心にした北部教育事務所の受験者数は196人、221人、今年が208人と大きく変動していない。

ところが、その周辺地域の栗原地区や登米地区、石巻地区などの周辺地区からの受験者数は、少しずつ減少してきている。先ほど佐竹委員から御指摘があったとおり、子供の数が大きく減少してきている中で、周辺地域からの受験者数の減少により、若干、受験倍率が下がってきているところに影響しているのかと考えている。

(3) 平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について、御報告申し上げます。

資料6ページを御覧願いたい。

先日、文部科学省から公表された10月末現在の本県の就職内定率は67.6%で、前年同期を0.1ポイント下回ったものの、記録のある平成6年度からの調査結果では、昨年に次ぐ高い結果となっている。

これは、昨年に続き、求人数が好調に推移していること、各校の早期からの進路指導や、関係機関との連係による支援策が、好結果につながったものと考えている。

なお、資料右端の欄には、11月末現在の就職内定状況を掲載しているが、内定率は84.1%で、前年同月を0.9ポイント上回っており、引き続き高い水準を維持している。

就職未内定の生徒に対しては、今後も合同説明会や個別面談を実施するなど、個別の事情に応じた就職指導・支援を続けてまいります。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

齋 藤 委 員

震災以降、就職内定率は非常に安定した形で、色々な事業所等の協力を得ていると伺っている。今年もそれが続いており、景気の影響もあり良い内定率であることは、大変喜ばしいことである。このまま行くといつもと同じくらいの内定率になるのではないかと思う。

以前、学校で就職内定に関わった際、色々な事業所等を訪問した時に離職率についての話があった。こんなに歓迎してもらった高校生が、職を離れる率もあるとの話を耳にしたが、どの程度なのか。追跡は難しいものなのか。

決して職を離れることが悪いのではなく、その後、新たな職を見つけ良い方に展開していけば良いが、その辺りがどのようになっているかいつも気にかかっていた。

高 校 教 育 課 長

離職率については、労働局が追跡調査を行って発表している。

直近の統計では、平成23年3月卒業の子供たちが3年後にどのくらい辞めたかの離職率が出ているが、宮城県は43.8%となっており、全国平均は39.6%であるので全国よりも離職率が高い結果となっている。こうした状況を受け、本県では各学校に配置しているキャリアアドバイザーにお願いして、離職した生徒についての調査を昨年実施したところである。その調査から分かったことについて御説明する。

はじめに、離職した生徒がどうして辞めたのかという理由であるが、やはり多いのが人間関係で悩みがあった、仕事が合わなかったと回答している。

次に、離職者の事業所規模を見ると、大企業に比べて中小企業の離職率が高くなっていることが分かった。離職の理由を聞くと、職場の規模が小さいと職員数も少なくなるので、職場に同世代の職員あるいは同期採用の職員がいない、少ないといった事を挙げている。また、離職を含めて何か悩みを抱えた時に、なかなか相談出来る相手がいなかったと回答している。

次に、就職した時期で追跡してみると、バブル後やリーマンショックの後など、選択の幅が少ない中で就職した場合、その後、好景気になったところに合わせて転職をするといったことが多い。こうした傾向は、宮城県をはじめ、東京、大阪、福岡などブロックの中で拠点性のある周辺の県から、子供たちが多く流入してくる県に共通に見られる特徴であり、離職率の高さには、他県からの出身者が来る中でさまざまな理由の中で、それがまた一つの理由となって地元に戻っていくとか、そうしたところも影響しているのではないかと捉えている。

その中で本県の県立学校だけを卒業した者について、抽出による調査を行ったところ離職率は34.5%で、全国平均より低い事が分かっている。

これらの分析から、離職に悩む子供たちは、職場にそうした相談相手がいない事や、

離職を考えた時期が就職して6ヶ月位の間に辞めたいと思ったと話していることなども踏まえ、高等学校を卒業してからの半年間を、どのように見守っていくかが大変重要であると考えており、その期間に労働局やハローワーク、雇用対策課等と連携しながら、卒業後の見守りの部分をきちんとフォローするよう、職場を離れての合同での研修会や交流会を行ったりしている。また職場の中途採用の担当者に集まっただき、子供たちは、就職してから最初の6ヶ月位のところで、こんな悩みを持っているとよく理解していただいた上で、その後の採用計画や人事の研修計画などに活かしていただくなどの取り組みを始めたところである。

遠藤委員 卒業した高校の進路担当の先生は、就労後にも企業訪問の機会があると思うが、卒業後どのくらいの期間まで行っているのか。

高校教育課長 正確に調査したものではないが、就職者を送り出している全ての学校で行われていると考えている。卒業生を送り出した後に、翌年度の求人に対する挨拶も兼ねながら、定着指導を合わせて行うのが一般的な手法であり、全ての県立高校において行われているものと考えている。その中で卒業生の状況や事情を聞いて何か課題が出てくれば、生徒も少し心細くなっている時期なので、励ましの言葉などを掛けてくるということが一般的には進められている。

遠藤委員 そうしたフォローは、卒業後1年間は続けられるのか。

高校教育課長 在職している限り、何年卒のこういう生徒がいると思うがということで、3年でも5年でもデータがある中で、確認してきていると思う。

遠藤委員 就職後の見守りが大事であるということで、労働局などとも一緒に動きだしているという説明であった。学校としても、卒業生が元気なのかどうか、声を掛け、目を掛けていくことが必要であると思う。3分の1の離職率を良しとするのではなく、こうした取り組みを継続してほしい。

佐竹委員 目を掛けていくことはとても良いことであると思うが、私は2つ重要であると思う。

1つは、年々子供たちを取り巻く生活環境やメンタル的なものが変わってきているので、以前に就職をした生徒達の離職率だけではなく、現在、どのような気持ちで向き合っているかの意見を聞くことも良いのではないかと思う。

そうした意見を参考にして、現在、在校するこれから就職していく子供たちに、こうしたこともあると伝えることも必要であると思うし、そのことを在校生達がどのように考えているか、離職した人達はどのように考えているということを企業にも話をし、情報共有と情報交換をきちんとすれば離職率も減っていくのではないかと思う。

せっかく雇用したのに辞められてしまう企業の気持ちもすごく大変であると思う。通常は3ヶ月位で試用期間が終わると思うが、半年経ってようやく仕事を覚え、職場にも慣れた頃に辞めていかれると企業にも迷惑がかかってしまう。

学校としては、生徒が就職したから良いということではなく、また離職したことだけに着目するのではなく、企業側に迷惑を掛けてしまうという事も考えて、情報共有と情報交換が必要であると思う。

もう1つは、今の子供たちは人間関係の構築が非常に難しく、社会的な問題でもあるが、直接向き合って話をしなくてもインターネットやLINEなどにより話ができるため、人としてあるべき姿が徐々に変わってきているのではないかと思う。

人を思いやる気持ち、誰かにお世話になった時の感謝の気持ちなど、人間関係を構築するような教育については、学校教育の中でわざわざ教育しなくても、普段の生活の中で体得できるような環境や向き合い方を再確認して、子供たちが人間関係に柔軟な体制がとれるような、メンタルが持てるような教育も必要ではないかと思う。

これからますます直接向き合わなくても良い社会になり、人間関係がますます希薄になっていくことに非常に危惧を感じている。

会社を辞めるときに人間関係が上手く乗り切れるような、相手を思いやる気持ちを持つようなメンタルの構築に、少しずつでも尽力していけたら良いのではないかと。そうした環境を学校の中で構築できれば良いと思う。先生がただ教えるのではなく、生徒同士や色々な所でのケアリングや交流が必要ではないかと思う。

ただ今の御意見は、就職や離職に限った話ではない。今回の11月県議会でもいじめの問題がかなり取りあげられ、私から答弁することも多々あった。

やはり、いじめの問題も根底にあるのは人間関係である。そうした意味で、子供の発達段階に応じて、他人との人間関係を円滑に作っていくには、どうしたらいいのかを学ばせていくことが、学校教育の中で極めて重要であると考えている。それをどこで身につけさせるかということになると、やはり学校の中で一番長い時間を使っているのは授業ということになる。その授業の中で、他人の発表をしっかりと聞く、相手に分かりやすく説明をする、先生が子供たちの発言をよく聞いて認めて褒めていく。そうした日々の授業の積み重ねにより、はじめて生徒はそうしたことを教科の学習とは別に体得していくものと考えている。

そのような観点から、授業に関する5つの提言を教育委員会に提案して、全ての教員がそれを意識して取り組んでもらうよう、進めているところである。提案して2年、3年でそのようになるとは考えていないが、時間を掛けて全ての教員がそうしたスタンスで、子供たちに向き合うよう促していくことで、人間関係やあるいは学校が変わって挫けそうになった場合でも、それを乗り越える力が少しずつ身についていくのではないかと考えている。今後もしっかりと継続して取り組んでまいりたいと考えている。

(4) 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（宮城県分）について

(説明者：スポーツ健康課長)

平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、御報告申し上げます。

資料は、7ページから8ページ及び別冊資料である。

この調査は、文部科学省が全国の子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析するため、平成20年度から実施しているものであるが、このたび、宮城県分の結果を取りまとめたので、御説明申し上げます。

資料7ページを御覧願いたい。

「1 調査の概要」であるが、調査期間については平成27年4月から7月末まで、対象学年については小学校5年生男女、中学校2年生男女の全員である。学校数及び児童生徒数については表のとおりである。

調査事項としては、握力、上体起こし等の8種目の「実技に関する調査」、及び児童生徒及び学校を対象とした「質問紙調査」の2種類となっている。

次に「2 調査結果の概要」であるが、ここからは別冊資料で御説明申し上げます。

別冊資料2ページを御覧願いたい。

これは、実技に関する8種目の合計点で表される「体力合計点」について、この調査が始まった平成20年度以来の7年間の推移を表したグラフである。なお、平成23年度については、東日本大震災の影響で調査は行われていない。

中学校2年生の女子は昨年より向上し、小学校の男女と中学校2年生の男子においては若干低下しているが、スポーツ庁ではプラス・マイナス0.5の範囲までは、「横ばいの状態」としていることから、全体として大きく見ると、本県の児童生徒の体力は、「横ばいの状態」であると捉えられる。しかし、いずれも全国平均を下回っており、改善のための取組が必要となっている。

3ページを御覧願いたい。

「体力合計点」の分布状況は、概ね正規分布となっているが、どの学年・男女とも、体力が高いとされるA判定の児童生徒の割合が低く、体力が低いとされるE判定の児童生徒の割合が高くなっている。

4ページから5ページは、「種目別の状況」である。

6ページを御覧願いたい。

学年、男女別に「運動時間の状況」を示したグラフである。運動習慣が身についているかどうかの目安とされる「一日60分の運動」を週7日間行った場合、週420分の運動をすることとなるが、その目安の所に線を入れている。全国的に、小学生は運動時間が少なく、中学校になると運動部活動により運動時間が増える傾向にある。また、男子児童に比べて女子児童の運動時間が少ないのが気になる。

本県も、全国と同様の傾向を示しているが、特に小学校については、運動時間が極端に少ないとされる「一週間の総運動時間が60分未満の児童」の割合が、男子で7.2%、女子で14.4%と全国よりも高い結果となっている。

7ページを御覧願いたい。

「運動やスポーツが好き」と答えた児童生徒の割合を示したグラフである。運動が「好き、やや好き」と回答した児童生徒の割合は、全国と同じ傾向を示している。また、男子の方が女子よりも高い傾向にある。

8ページを御覧願いたい。ここから「3 傾向の分析」となる。

9ページのグラフでは、小学校においてはスポーツクラブへの加入率が全国と比べて低く、中学校においては運動部活動に所属する生徒の割合が、全国比べて高くなっている事が分かる。また、本県の小学生の運動時間は全国と比べて短く、中学生の運動時間が全国と比べて長いという傾向が見られる。

10ページを御覧願いたい。

県教育委員会では、昨年度から「Web なわ跳び広場」の取組を行っている。この「Web なわ跳び広場」に参加している学校の体力合計点の平均値が、全体として高くなっていることが分かる。

特に、小学校においては、このような、体力作りの取組を学校全体として積極的に行うことが、体力・運動能力の向上を促すものと考えている。

11ページを御覧願いたい。

「特に、津波被害を受けた学校の割合が高い、気仙沼圏域と石巻圏域の学校の体力・運動能力の状況」を、全県と比較したものである。

被災地の学校においては、グラウンドへの仮設住宅の設置や通学バスによる帰宅時刻の制限等、いまだに運動環境が整わない学校もあるが、組織的に運動量を増やす取組を行っている学校もあり、そのような学校においては体力・運動能力の低下は見られない。被災地における震災の影響については、宮城県独自の体力・運動能力調査の結果等も踏まえ、今後も注視していく必要があると考えている。

12ページを御覧願いたい。

今回の調査・分析結果から明らかになった「課題」としては、小学生の運動習慣を身につけさせる取組が求められること、学校の組織的な取組がより一層望まれること、被災地においては今後も工夫した取組が必要であること、の3点があげられる。

今後の「取組の方向性」であるが、「体力・運動能力の向上」のためには、児童生徒の「正しい生活習慣」と「運動習慣」の確立が必要であることから、「学校における取組」と「家庭における取組」とを明確にしつつ、連携を深めてまいりたいと考えている。

また、本県においては、児童生徒の「肥満」や「むし歯」といった健康課題もある。参考資料として、資料16ページから17ページには、「肥満傾向児の出現率」と「むし歯被患者」を記載しているが、いずれも全国平均値を上回っているため、こうした健康課題と併せて運動能力・体力向上に取り組んでまいりたいと考えている。

そのため、13ページに記載の「学校の取組」として、子どもたちが運動が好きになるような体育の授業の充実を中心に、健康教育、教員研修、家庭との連携の充実を図られること、「家庭の取組」として子どもの規則正しい生活を形成させ、食事の内容を充実させ、親子で一緒に運動するよう、家庭と学校の連携を図ってまいりたいと考えている。

県教育委員会としては、これらの点を踏まえて、今後更に学校の取組を支えるための研修会や、専門家派遣等の各種事業及び保護者への啓発活動等に、取り組んでまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである

(質 疑)

佐 竹 委 員 13ページの家庭の取組について、食育や規則正しい生活はもちろんである。それか

ら「休日に親子で一緒に運動（遊び）をする」とあるが、これは心身共に親子のコミュニケーションを図るという意味なのか。体力・運動能力の向上には、外遊びが一番であり、体力を体得するものと考えている。敢えて「親子で一緒に運動をする」と記載しているのはどのようなねらいがあるのか。

スポーツ健康課長

この家庭の取組については、小学校に入学前の幼少期から入学後も、ルルブルの取組を継続していくということで、学校との連動を図ろうとするものである。

また、体力・運動能力の向上のためには、外遊びが一番大事であるということについては、4月の教育委員会の際にも御指摘をいただいている。13ページの「体育の授業の充実」の中には、多様な運動（遊び）の経験をとおして楽しさを味わうよう授業の中にも取り入れ、子供同士で休み時間や昼休み、放課後等にも主体的な遊びを促すように、指導的な内容としてではないことを意識して記載したものである。

佐竹委員

今の子供たちは、何をして外遊びをしたらよいか分からない状況なので、是非そうした指導を行っていただきたい。また、学校での授業の中にも、NPOや遊び塾などの方々と連携するなど、授業の一貫としてだけではなく外部からの違う風を入れていくことも子供たちには良い刺激になると思う。

休日に親子で一緒に運動するのは小さいうちだけであると思う。

10月にルルブルのスポーツフェスタが開催された時には、皆さん親子ですごく楽しそうに参加していたので大変良いなと感じていた。小学生、中学生にもなると、親から離れて自分で色々な遊びを開発したり、一人で遊びに行ったり、友達と外で遊んだり成長過程での段階としての土台づくりと考えていかなければならないと思うので、そうした表現の仕方にも工夫を凝らしていただきたい。

「休日に親子で一緒に運動（遊び）する」とは、何歳位を対象と考えているのか。保護者も忙しいので、休みの日に子供と向き合えない人も大勢いると思う。

運動能力の向上ということでは、中学校には部活動があるが、小学校の低学年、中学年位の遊びは、非常に大事であると思うので、そうした部分の表現についても一度考えていただき、併せて取り組みについても考えていただきたい。

奈須野委員

13ページの体育の授業の充実について、自分の娘から、何で算数はできる子とできない子に分けるのに、体育は運動が得意な子と苦手な子に分けないのかと言われたことを思い出した。

実際に運動が得意な子は、小学校5年の男子で8割、女子も7割位はいる。残りの2割、3割の子供たちは本当に運動が苦手で、みんなと一緒にやる体育もドッチボールも大変な思いで行っていると思う。そうした子供たちに、どのように運動を好きになってもらうか、もう一度違うところから始める必要があるのではないかと。

そのためには、例えば小学校5年生にボールを触る、投げるところからもう一度教えるなど授業の内容変更や、取り組みの仕方を検討していくことが、この土台を少し上げるためにはなるのではないかと。

スポーツ健康課長

体力・運動能力の課題を考えるときに、体育の指導主事が集まって話をする場面があるが、そこでの意見を踏まえて、13ページの体育の授業の部分に、「仲間との関わりや個に応じた課題を達成させる」という文言を入れている。

研究授業などでも、跳び箱を全員同じ段数で跳ばせたり、側転、前転、開脚前転などを全員同じ課題をさせている授業などもある。個々に応じた目標で達成感を味合わせる事が大事であるということが、現場で忘れられている部分もある。各自のレベルで好きになる、出来たという達成感を味わうことが、それぞれの能力向上につながるだろうということから、今回改めて強調して、短い文言ではあるが表現したものである。

資料12ページ、13ページの内容については、指導主事会議などで課題を共有して、来年度に繋げていきたいという取り組みを始めている。

教 育 長 　ただ今課長から、13ページの今後の取組について、大きな考え方を示すということでの説明を行った。

　当然、競技スポーツには勝敗がつきもので、運動会等でも勝敗があり、そのこと自体は良いことであるが、体育の授業そのものは勝敗を決める場面ではない。もしかすると、一律の指導で、いわゆる競技スポーツに近いような意識が、体育の授業の中にまだまだ残っているのではないかと懸念もしている。

　そうした意味で一人一人の能力に応じて、それが高まるような指導の場面を、一斉授業の中でどのように入れていくかは、体育に限らず全ての教科の大きな課題であるが、そうしたことを教科の特性に合わせて一つ一つ改善していくことで、運動嫌いが少し運動好きになっていくよう取り組んでまいりたい。

遠 藤 委 員 　7ページの「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツが好き」と答えた児童生徒の割合のグラフで、平成25年度を見ると宮城県も全国も落ち込んでいるが理由は何か。

ス ポー ツ 健 康 課 長 　質問項目としては、「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツが好き」であるが、平成25年度までは「運動やスポーツが好き」という項目で、「（体を動かす遊びを含む）」の部分が入っていなかった。この部分がないとやらされ感がある。平成26年度からこの部分を加えたところ、割合が上がったものである。質問の仕方に明確な違いがあるためである。

遠 藤 委 員 　遊びが好きなお子はまだ多いということであると思う。

　6ページの一週間の総運動時間のグラフを見ると、小学生の運動時間が少ないとの課題があるが、幼児や小学生の時に十分に遊んで、体の使い方を覚えることは必要であると思う。そうしたことが、競技スポーツや部活動などで、中学校以降に花開いていくのではないかと思う。先程、課長から説明があったように、特に小学生では主体的な遊びをどのように工夫するかの問題が大事であると思う。

　体力、運動能力の調査結果の報道がされたときに、中学校でダンスを取り入れたら女子の体力が向上した学校があるとか、少し空気を抜いたボールでボール遊びをしたら、小学生の握力や投げる事の得点が上がったなど、ちょっとした工夫で子供が自分から体を動かして、楽しんで体力を付けていくような事例が紹介されていた。

　体育担当の指導主事の先生方の打ち合わせの説明があったが、各現場で働いている体育主任の先生方に、色々な遊びをぜひ工夫してもらい子供たちに広めてもらいたい。教員が関わらなくても、子供たちが汗を流して遊んでいれば、ずいぶん違ってくると思う。

　もう1点。子供を取り巻く環境で通学バスの問題が出たが、この問題は被災地だけではなく、統廃合が進んでこれからバスで通学する子供たちが多くなる時代が、どんどん迫ってきているのではないかと思う。朝や帰りの時間に急かされて登下校する子供が増えたと、ますます自由に遊ぶ時間が少なくなっていくと思う。市町村教育委員会での対応と思うが、例えば、朝は少し早めにバスを運行したり、帰りは10分、20分遅く運行するなどの対策は難しいものなのか。

　子供の体力低下を正面から見据えて、そうした検討を始めていく必要があると思うがどのように考えているか伺いたい。

教 育 長 　6ページの小学生の運動時間の短さは、遠藤委員から御指摘があったことも含めて、様々な要因により減少していると考えている。

　県ではルブル運動や学ぶ土台づくりなどでも、外遊びを推奨しているが、実際に学校や保育所、幼稚園でも推奨していこうとなった場合、遊びは意外性が多いため怪我が付きものとなる。そして怪我をした時には、学校が責任を負うことになる。怪我にも色々あるが、小さな怪我は大目に見てどんどん遊ばせて下さいという保護者が全員であればよいが、なかなかそうではない環境が一つある。

　通学については、朝や放課後には自由に遊ばせたいと思うが、その時の怪我のリスク

も考えなくてはならない。また、バスなどで送り迎えしないで徒歩で通学した方が良いとの意見もあるが、同時に不審者が出てくるとの情報も流れてくる。そこで、子供たちの安全を考えた場合、やはり送り迎えをした方が良いということになる。それが現在の社会全体の状況であると認識している。

そうした中で学校での遊びを推奨して、多少のすり傷くらいであればそれでも元気に遊ぶ子供を育てていくのが、我々としては大事であると考えているので、そうしたことについて、PTAの皆さんにも御理解と御支援をいただくような働きかけを、我々としてもさらに進めていかなければならないと考えている。

これは体力・運動能力の向上と表裏一体である。我々としては、どんどん遊ばせるよう言いながらも、一方では、何もカバーしていないと、学校は大変苦しい立場になると思うので、安全面には十分に配慮しながら、色々な遊びを体験させるように努力をしてまいりたい。

佐 竹 委 員

ある小学校に行った時、昼休みに校庭で子供たちがあまり遊ばない、ほとんど水の無い小さな川で遊んでいると、地域の方からは危ないと学校に通報が入ると、校長先生から話しを伺ったことがある。それでは子供たちは何を遊べば良いのか、学校自体が困っていると伺ったことがある。

こうしたことは、PTAやPTAを通して地域の見守り隊などの方々に、御理解いただいて、子供たちを皆で見守りましょうという風潮や環境を整えていく必要があると思う。単に外で遊ばせなさいということではなく、責任の所在はもちろん大事であるが、自分にも責任もあるし、そのケアをどうしたらよいかをきちんと伝えていかなければならない。学校だけで把握できないものは、地域で把握していただけるよう、地域全体で子供たちを見守っていく、遊びの中での地域の理解と責任も必要であると思うので、一度には無理かもしれないが、徐々に広げていけるよう取り組んでいただきたい。

そのためには、地域の理解が不可欠であるため、PTAの皆さんには、地域での集まりなどの際に、こうしたことを伝えていただき、繋がりを持っていただけるようになれば良いと思う。

もう一つは、13ページの県教委の取組の「1 実態把握・家庭との連携」について、家族全員一緒にご飯を食べる習慣は当たり前と思われるかも知れないが、調査をしてみるとかなりの人数が、週に何日かしかないといったことがある。中学生になるとそれがますます増えてくるので、食育とは食べるだけでなく、家族とのコミュニケーションの大事な場なので、その中で色々な話ができることもあるので、ぜひ調査・把握をしていただきたい。

スポーツ健康課長

地域の見守りについては、学校ごとのPTAやボランティアの方、登下校も含んでスクールガード、あるいは地域の中でのスクールガードリーダーなどについても、表裏一体で取り組んでまいりたいと考えている。

また13ページの今後の取組については、これまでいただいた御意見をふまえて、外遊びの向上やご飯を一緒に食べる事も含め、さらに充実させてまいりたいと考えている。

13 資料（配付のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧について
- (2) 東日本大震災心の復興事業「こころの復興フォーラム」報告書について
- (3) 平成29年度宮城県・仙台市公立学校教員募集案内について
- (4) 宮城県美術館特別展「黄金伝説展」の開催について

教 育 長 資料配付（1）教育庁関連情報について、1点御報告する。

1ページのNo. 2について、宮城県工業高校が「第6回ものづくり日本大賞 文部科学大臣賞」を受賞という記事が掲載されている。

文部科学省の初等中等教育局長と校長が並んで賞状を持っている写真が掲載されているが、宮城工業高校が日本一のものづくりの高校になったというものである。

これは校長先生を中心として先生方が、これまで生徒の指導・支援に熱心に取り組んできた取り組みが、文部科学省から高く評価されたという事で、我々としても大変誇らしい気持ちである。来週の12月21日(月)には、校長と生徒が県庁に表敬訪問する事となっているが、これについては色々な場面で皆さんにお知らせしながら、取り組みを我々としても大いに評価し、そして他の県立高校に対しても、それぞれがなお一層頑張ってもらいたいと考えている。

伊藤委員長

大変素晴らしい受賞であると思う。

佐竹委員

いつもは自宅に帰ってから配付資料を見て、本県の生徒達の様々な活動での活躍を楽しみにしている。

ただ今、教育長から説明があったように日本一になったことは素晴らしいが、色々な名産品を作るなど、高校生や子供たちの活躍は素晴らしいものであると思う。

こうした子供たちの活躍は、『志』ほっとニュース』としてホームページに掲載されているので、ぜひ県民の皆さんに一人でも多く関心を持ってもらえるようPRしていただきたい。子供たちは色々と良いことを行っているの、新聞だけではなく県教委でもとりあげているという事を啓発していただきたい。

14 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成28年1月14日(木)午後1時30分から開会する。

15 閉会 午前11時38分

平成28年1月14日

署名委員

署名委員